

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟ができる資格を得ることにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てられる目的税です。

1 納める方は

三重県内で狩猟をするための狩猟者の登録を受ける方です。

2 納める額は

狩猟免許の種類などにより、次の表のとおりとなります。

狩猟免許の種類	狩猟者の登録を受ける人	右欄以外の税額	許可捕獲者・許可捕獲従事者に係る特例の税額
第一種銃猟免許 (散弾銃 ライフル銃 空気銃(圧縮ガス銃を含みます))	① 県民税の所得割額を納める人	16,500円	8,200円
	② ①の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している人を除く)		
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者又は扶養親族でない人	11,000円	5,500円
	④ 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人		
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族		
網猟免許 又は わな猟免許	① 県民税の所得割額を納める人	8,200円	4,100円
	② ①の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している人を除く)		
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者又は扶養親族でない人	5,500円	2,700円
	④ 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人		
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族		
第二種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガス銃を含みます))	—	5,500円	2,700円

(注1) 第一種銃猟免許の登録の際に、併せて空気銃を登録する場合には、第二種銃猟免許に係る狩猟税は課されません。

(注2) 放鳥獣猟区のための登録を受ける人の狩猟税は、上の表に掲げた「右欄以外の税額」の1/4の税額(100円未満切捨て)となります。(なお、現在三重県には放鳥獣猟区はありません。)

(注3) 放鳥獣猟区のための登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外の登録を受ける場合の狩猟税は、上の表に掲げた「右欄以外の税額」の3/4の税額(100円未満切捨て)となります。

3 狩猟税の特例措置

鳥獣被害対策を支援していくため、令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録に限り、次のとおりとする特例措置が講じられています。(特例措置の適用を受けるためには、適用があるべきことを証する書類を添付してください。)

区 分	要 件	特例措置の内容(税額)
対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録	対象鳥獣捕獲員として県内の市町長により指名され、又は任命された者	課税免除
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録申請書の提出日前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として県内の区域で捕獲等に従事した者	課税免除
許可捕獲者又は許可捕獲従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録申請書の提出日前1年以内に、県内で許可捕獲等を行った、又は許可捕獲等に従事した者	上記2の表の「右欄以外の税額」に1/2を乗じた額(上記2の表の「許可捕獲者・許可捕獲従事者に係る特例の税額」)

4 申告と納税は

狩猟者の登録を受けるとき、狩猟税証紙により納めます。狩猟税証紙は県税事務所(桑名県税事務所及び鈴鹿県税事務所以外)にて取り扱っています。